

直轄高知海岸地震対策検討委員会を開催（直轄高知海岸 高知県）

○平成23年12月9日（金）、高知河川国道事務所において、「直轄高知海岸地震対策検討委員会」を開催しました。

○この委員会は、直轄高知海岸での地震対策に関して、海岸・基礎など専門的な観点から、対策工の妥当性等について、下記委員より提言・助言をいただくことを目的として、本委員会を立ち上げ開催したものです。

- 委員長・大年 邦雄（高知大学 農学部 教授）
- 委員・石井 一生（高知県土木部長）代理：本田賢児 港湾・海岸課長
- ・原 忠（高知大学 農学部 准教授）
- ・諏訪 義雄（国土技術施策総合研究所 海岸研究室長）欠席
- ・森 吉尚（四国地方整備局 河川部長）
- ・野仲 典理（四国地方整備局 高知河川国道事務所長）

○委員会の審議結果概要は次のとおりです。

1. 高知海岸仁ノ工区における地震対策工法の考え方について

現時点で耐震性能照査に用いるレベル2地震動を東南海・南海地震(M8.6)（平成15年12月、中央防災会議公開）とすること、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）の津波高として、東南海・南海地震(M8.6)（同上）により到達する津波高を想定することについては妥当である。なお、対策工に求める性能について、基本性能と追加性能に分けて整理すること。

2. 二重矢板による対策工法について（堤防高が高く法勾配が急な区間）

基本的な方針については問題ない。なお、法面のすべり対策の必要性や、応力、根入れ深さなどについて検討したうえで設計・施工すること。

3. 押え盛土工法による対策工法について（堤防高が低く法勾配が緩い区間）

、基本的な方針については問題ない。液状化による沈下量などを精査したうえで設計・施工すること。

4. その他

地殻変動に伴う地盤沈降対策については、当該海岸の設計津波の水位が設定された後、改めて検討する必要がある。

また、今回の検討内容で十分な対策が図られるかについても照査していく必要がある。

○今後、いただいた意見・助言等を踏まえ、直轄海岸の地震対策事業を進めていく所存です。